

# 大磯町学校教育施設整備基本構想

令和5年11月

大磯町教育委員会教育部学校教育課

## 目次

|                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| <b>第1章 学校教育施設整備基本構想について</b> .....    | <b>1</b>  |
| 1-1 背景・目的                            |           |
| 1-2 基本構想の位置付け                        |           |
| 1-3 対象施設                             |           |
| <b>第2章 学校教育施設整備の現状</b> .....         | <b>3</b>  |
| 2-1 学校教育施設の概要                        |           |
| 2-2 学校教育施設の活用状況等の実態                  |           |
| 2-3 学校教育施設の維持管理                      |           |
| 2-4 学校教育施設の老朽化の実態                    |           |
| <b>第3章 学校教育施設の目指すべき姿</b> .....       | <b>17</b> |
| 3-1 教育施策の方向性                         |           |
| 3-2 学校教育施設を目指すべき姿                    |           |
| <b>第4章 学校教育施設における課題と対応の在り方</b> ..... | <b>23</b> |
| 4-1 安全・安心、老朽化への対応                    |           |
| 4-2 望ましい規模・配置                        |           |
| 4-3 教育環境の充実、新たな教育ニーズへの対応             |           |
| 4-4 社会的要請への対応                        |           |
| 4-5 健全な財政の維持                         |           |
| 4-6 持続可能な運営・維持管理                     |           |
| <b>第5章 学校教育施設整備の在り方</b> .....        | <b>27</b> |
| 5-1 学校教育施設の望ましい規模・配置の考え方             |           |
| 5-2 学校教育施設の整備の方向性                    |           |
| <b>第6章 学校教育施設整備の進め方</b> .....        | <b>31</b> |
| 6-1 個別施設の整備に関する方向性                   |           |
| 6-2 個別施設の整備に関するロードマップ                |           |

# 第1章 学校教育施設整備基本構想について

## 1-1 背景・目的

本町が所有する公共建築物の延床面積の約半数を学校教育施設が占めており、そのうち約4割が築40年を経過していることから、老朽化に伴う施設改修の必要性や建築部材及び設備機器の経年劣化により、安全面や機能面で不具合を引き起こすことが懸念されています。

そこで、「大磯ならではの教育とは何か」、中学校給食の在り方等も含め、求められる「学校教育施設の在り方」を検討し、大磯町立の小中学校4校の整備内容及び時期を具体的に決定していくため、「大磯町学校教育施設整備基本構想（以下、「基本構想」という。）」を策定することになりました。

## 1-2 基本構想の位置付け

本基本構想は、図1-1に示す本町の最上位計画である「大磯町第五次総合計画基本構想・前期基本計画（令和3年3月）」をはじめ、「大磯町公共施設再編基本方針（平成28年5月）」、「大磯町公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定、令和4年7月改訂）」、「大磯町公共施設等第1期個別施設計画（平成30年3月策定、令和4年7月改訂）」及び「大磯町教育施設等長寿命化計画（令和3年6月）」において定めた改修等の優先順位（表5-3）に基づいて策定したものです。また、関連するその他計画との整合を図ります。

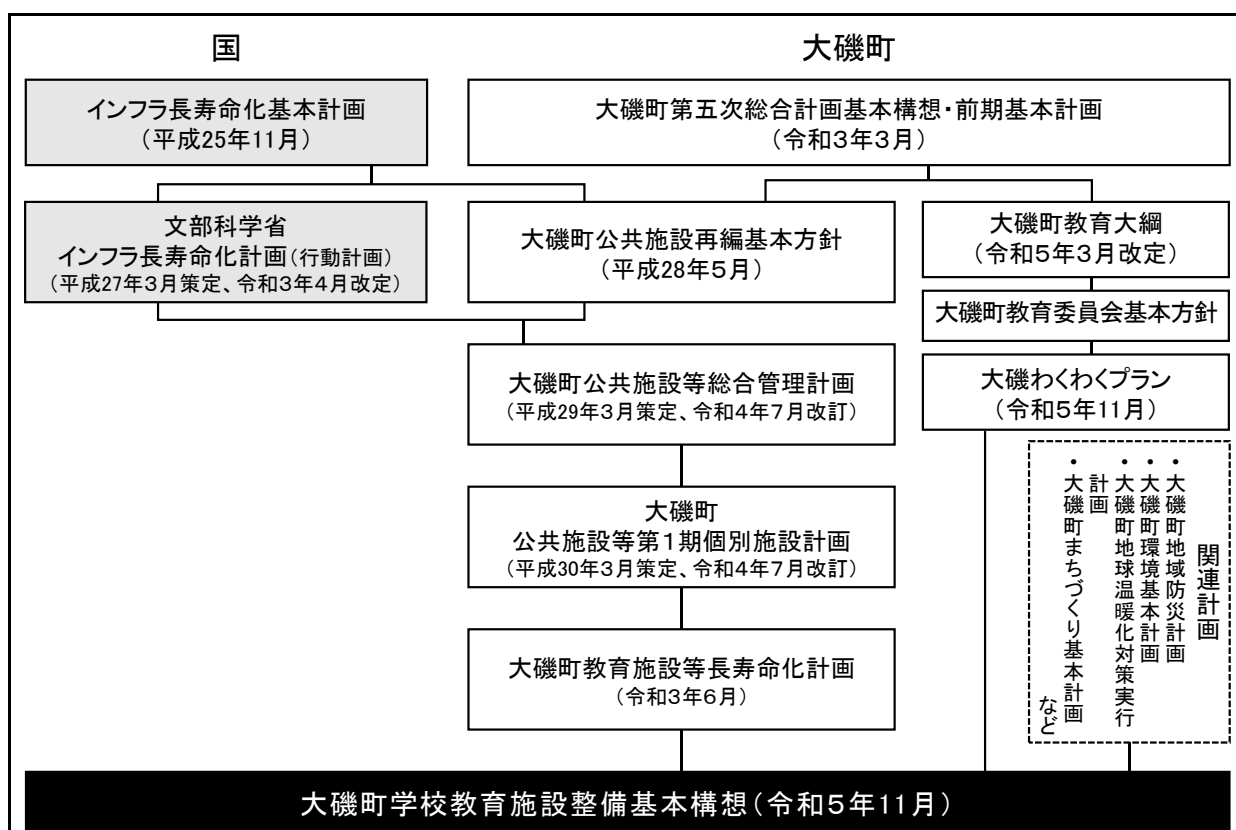


図1-1 大磯町学校教育施設整備基本構想の位置付け

### 1-3 対象施設

本基本構想における対象施設は、表1-1に示す小学校2校、中学校2校の計4校で、施設位置は、図1-2に示すとおりです。

表1-1 対象施設

| 学校名 |       | 所在地           |
|-----|-------|---------------|
| 小学校 | 大磯小学校 | 大磯町東小磯3番地     |
|     | 国府小学校 | 大磯町月京 18 番1号  |
| 中学校 | 大磯中学校 | 大磯町東小磯 261 番地 |
|     | 国府中学校 | 大磯町月京 40 番1号  |

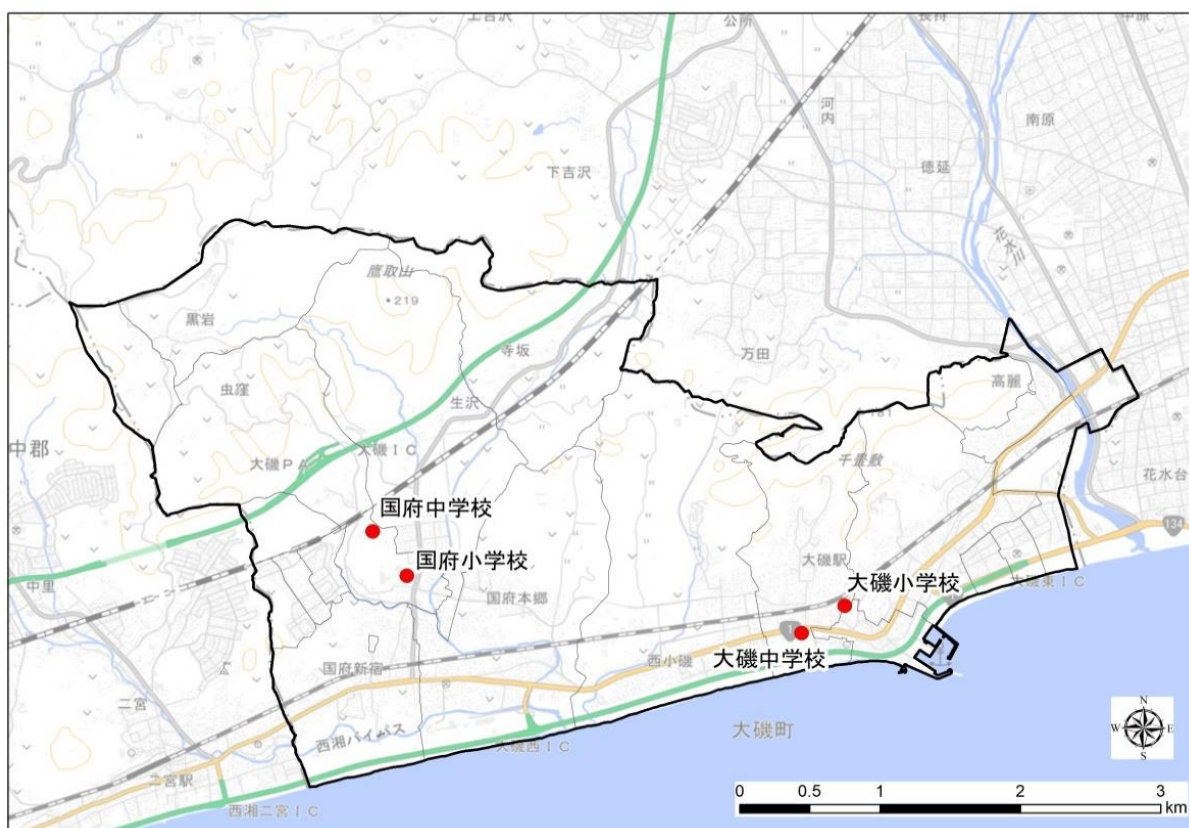


図1-2 配置図

## 第2章 学校教育施設整備の現状

### 2-1 学校教育施設の概要

#### 2-1-1 対象施設の概要

本基本構想における4校の概要は表2-1に示す31棟であり、内訳は大磯小学校の8棟、国府小学校の7棟、大磯中学校の10棟及び国府中学校の6棟です。

表2-1 対象施設の概要(令和5年3月31現在)

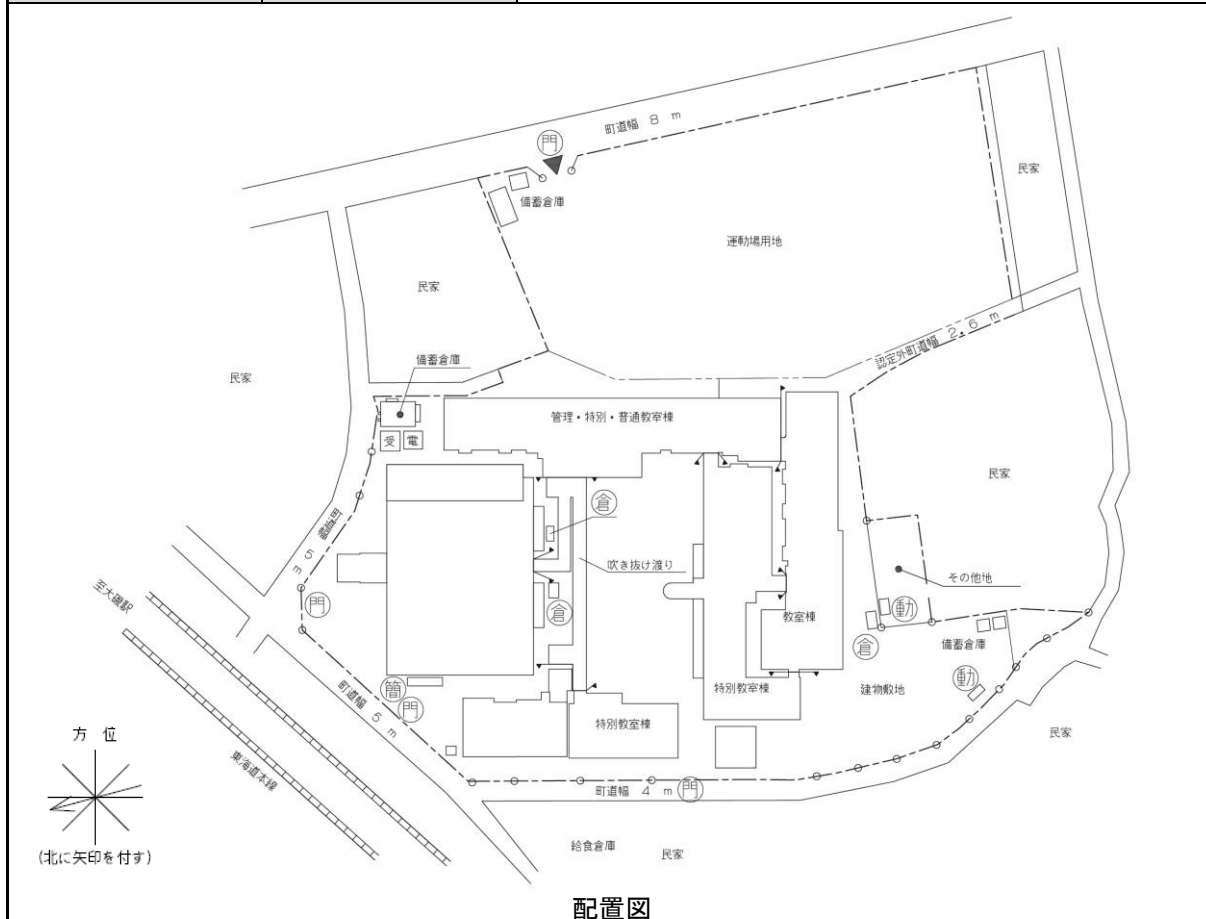
| No. | 学校名   | 建物名 | 棟番号    | 建築年度      |      | 築年数 | 階数 | 構造 | 延床面積<br>(㎡) |       |
|-----|-------|-----|--------|-----------|------|-----|----|----|-------------|-------|
|     |       |     |        | 西暦        | 和暦   |     |    |    |             |       |
| 1   | 大磯小学校 | 1   | 本館     | 24        | 1999 | H11 | 23 | 3  | RC          | 2,434 |
|     |       | 2   | 南校舎    | 23        | 1999 | H11 | 23 | 3  | RC          | 2,100 |
|     |       | 3   | 中校舎    | 13        | 1985 | S60 | 37 | 3  | RC          | 2,148 |
|     |       | 4   | 西校舎    | 14        | 1985 | S60 | 37 | 3  | RC          | 510   |
|     |       | 5   | 給食調理室  | 15-1      | 1986 | S61 | 36 | 1  | RC          | 245   |
|     |       | 6   | 体育館    | 11-1      | 1975 | S50 | 47 | 2  | RC          | 1,261 |
|     |       | 7   | 学童     | 11-2      | 1975 | S50 | 47 | 2  | RC          | 188   |
|     |       | 8   | 学童     | 11-3      | 2006 | H18 | 16 | 2  | RC          | 44    |
| 2   | 国府小学校 | 9   | 南校舎    | 14        | 1991 | H3  | 31 | 3  | RC          | 2,989 |
|     |       | 10  | 北校舎    | 15        | 1991 | H3  | 31 | 3  | RC          | 3,579 |
|     |       | 11  | 校舎     | 16        | 1991 | H3  | 31 | 3  | RC          | 714   |
|     |       | 12  | 体育館    | 17-2      | 1996 | H8  | 26 | 2  | RC          | 1,437 |
|     |       | 13  | 倉庫     | 17-1、17-3 | 1996 | H8  | 26 | 2  | RC          | 357   |
|     |       | 14  | プール    | 18        | 2012 | H24 | 10 | 1  | RC          | 208   |
|     |       | 15  | プール    | 19        | 2012 | H24 | 10 | 1  | RC          | 36    |
| 3   | 大磯中学校 | 16  | 1号館    | 1-1       | 1959 | S34 | 63 | 3  | RC          | 1,062 |
|     |       | 17  | 2号館    | 2         | 1964 | S39 | 58 | 3  | RC          | 1,476 |
|     |       | 18  | 2号館トイレ | 14        | 1983 | S58 | 39 | 1  | RC          | 36    |
|     |       | 19  | 3号館    | 12        | 1983 | S58 | 39 | 3  | RC          | 3,180 |
|     |       | 20  | 昇降口    | 1-2       | 1964 | S39 | 58 | 2  | RC          | 131   |
|     |       | 21  | 体育準備室  | 4-1       | 1966 | S41 | 56 | 1  | S           | 81    |
|     |       | 22  | 体育準備室  | 4-2       | 1992 | H4  | 30 | 1  | S           | 8     |
|     |       | 23  | 体育館    | 7-1       | 1965 | S40 | 57 | 1  | S           | 1,021 |
|     |       | 24  | 体育館トイレ | 7-2       | 1967 | S42 | 55 | 1  | S           | 81    |
|     |       | 25  | 部室     | 15-1      | 1995 | H7  | 27 | 1  | RC          | 168   |
| 4   | 国府中学校 | 26  | A棟     | 1-1       | 1980 | S55 | 42 | 3  | RC          | 2,023 |
|     |       | 27  | A棟     | 1-2       | 1980 | S55 | 42 | 3  | RC          | 1,135 |
|     |       | 28  | 廊下     | 1-3       | 1992 | H4  | 30 | 1  | S           | 43    |
|     |       | 29  | B棟     | 2         | 1980 | S55 | 42 | 3  | RC          | 2,009 |
|     |       | 30  | 体育館    | 5         | 1981 | S56 | 41 | 2  | RC          | 1,525 |
|     |       | 31  | 部室     | 6         | 1995 | H7  | 27 | 1  | S           | 109   |

出典：大磯町学校教育課資料

## 2-1-2 学校教育施設の土地・建物

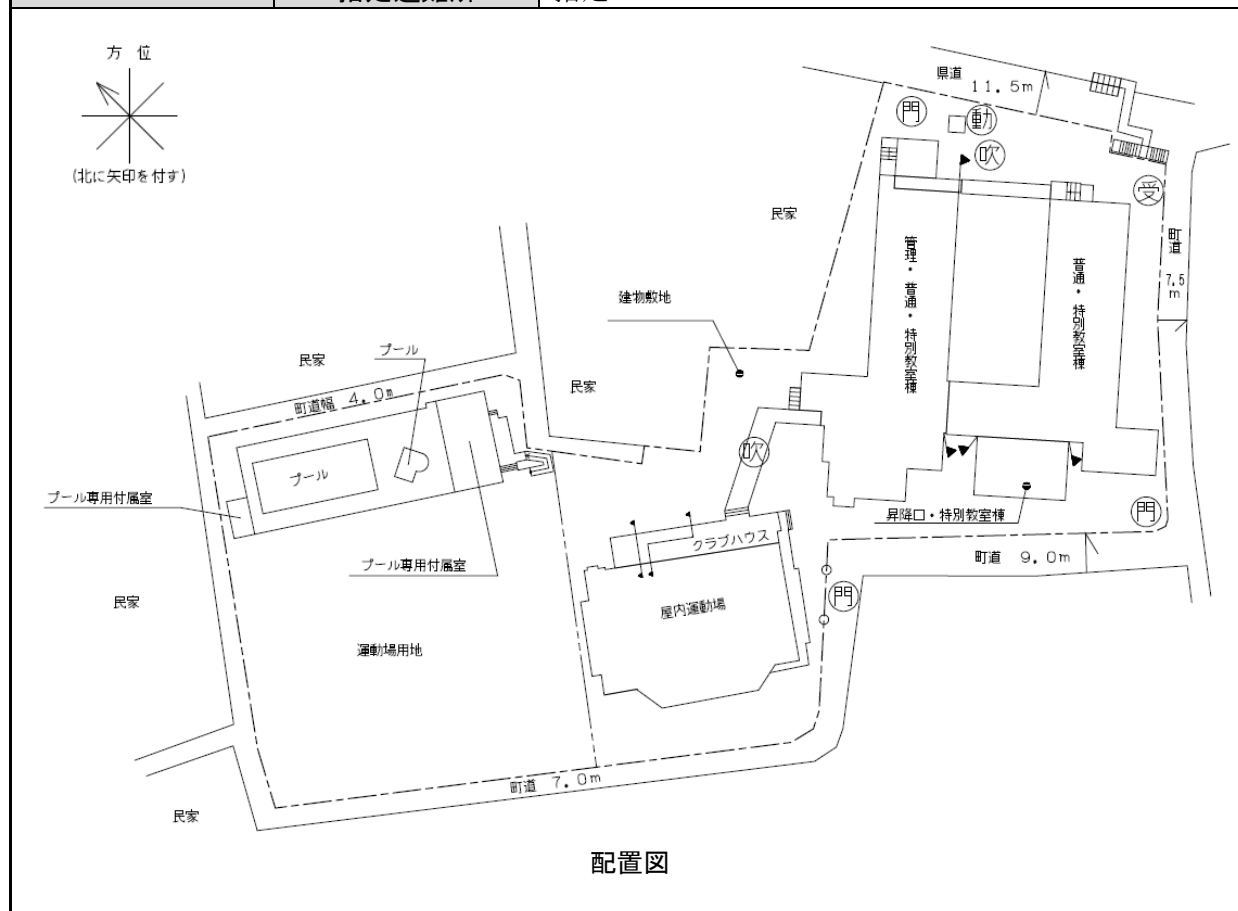
### (1) 大磯小学校

|                   |                 |   |
|-------------------|-----------------|---|
| 学校名               |                 | 大磯小学校   |
| 所在地               |                 | 大磯町東小磯3番地   |
| 校地面積              | 建物敷地            | 9,223 m <sup>2</sup>  |
|                   | 運動場             | 4,752 m <sup>2</sup>  |
|                   | その他             | 83 m <sup>2</sup>   |
| 保有教室数             | 普通教室            | 30 教室   |
|                   | 特別教室            | 9 教室<br>理科(1)、音楽(2)、図画・工作(1)、<br>家庭(1)、図書室(1)、特別活動(1)、<br>教育相談(2)             |
| 建築基準法による<br>高さ制限等 | 用途地域            | 第一種中高層住居専用地域  |
|                   | 容積率・建蔽率         | 200%・60%  |
|                   | 防火地域            | 準防火地域   |
|                   | 建築物の高さの<br>最高限度 | 13m (高度地区 (最高限第1種))   |
|                   | 斜線制限            | 道路斜線：適用距離 20m 勾配 1.25<br>隣地斜線：立ち上がり 20m 勾配 1.25                               |
|                   | 日影規制            | 対象建築物：建築物の高さ > 10m<br>平均地盤面からの高さ：4 m<br>日影規制時間：3 時間 (10m 以内)<br>2 時間 (10m 以上) |
| 避難所の指定            | 広域避難場所          | 指定なし  |
|                   | 指定緊急避難場所        | 洪水、崖崩れ・土石流及び地滑り、地震  |
|                   | 指定避難所           | 指定  |



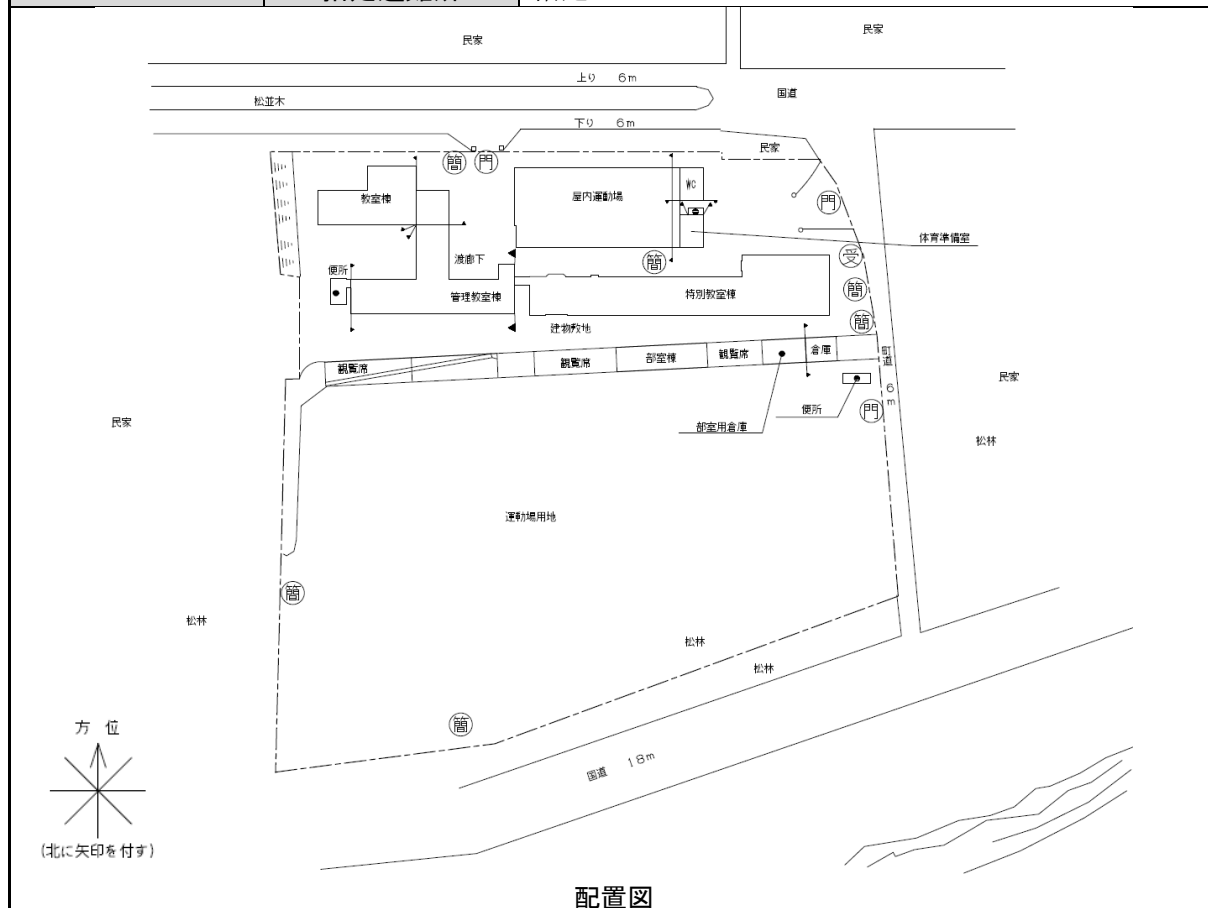
(2) 国府小学校

|                   |                 |   |
|-------------------|-----------------|---|
| 学校名               |                 | 国府小学校   |
| 所在地               |                 | 大磯町月京 18 番 1 号  |
| 校地面積              | 建物敷地            | 18,418 m <sup>2</sup>   |
|                   | 運動場             | 4,730 m <sup>2</sup>  |
|                   | その他             | なし  |
| 保有教室数             | 普通教室            | 22 教室   |
|                   | 特別教室            | 15 教室<br>理科 (1)、音楽 (2)、図画・工作 (1)、<br>家庭 (2)、外国語 (1)、図書室 (1)、<br>特別活動 (6)、教育相談 (1) |
| 建築基準法による<br>高さ制限等 | 用途地域            | 第一種中高層住居専用地域  |
|                   | 容積率・建蔽率         | 200%・60%  |
|                   | 防火地域            | 準防火地域   |
|                   | 建築物の高さの<br>最高限度 | 13m (高度地区 (最高限第 1 種))   |
|                   | 斜線制限            | 道路斜線：適用距離 20m 勾配 1.25<br>隣地斜線：立ち上がり 20m 勾配 1.25                                   |
|                   | 日影規制            | 対象建築物：建築物の高さ > 10m<br>平均地盤面からの高さ：4 m<br>日影規制時間：3 時間 (10m 以内)<br>2 時間 (10m 以上)     |
| 避難所の指定            | 広域避難場所          | 指定なし  |
|                   | 指定緊急避難場所        | 洪水、崖崩れ・土石流及び地滑り、地震  |
|                   | 指定避難所           | 指定  |



(3) 大磯中学校

|                   |                 |  |
|-------------------|-----------------|--|
| 学校名               |                 | 大磯中学校  |
| 所在地               |                 | 大磯町東小磯 261 番地  |
| 校地面積              | 建物敷地            | 14,912 m <sup>2</sup>  |
|                   | 運動場             | 13,904 m <sup>2</sup>  |
|                   | その他             | なし   |
| 保有教室数             | 普通教室            | 17 教室  |
|                   | 特別教室            | 17 教室<br>理科 (3)、音楽 (1)、美術 (2)、技術 (2)、<br>家庭 (2)、視聴覚 (1)、コンピュータ (1)、<br>図書室 (1)、特別活動 (3)、教育相談 (1) |
| 建築基準法による<br>高さ制限等 | 用途地域            | 第一種低層住居専用地域  |
|                   | 容積率・建蔽率         | 100%・50%   |
|                   | 防火地域            | 指定なし   |
|                   | 建築物の高さの<br>最高限度 | 10m  |
|                   | 斜線制限            | 道路斜線：適用距離 20m 勾配 1.25<br>北側斜線：立ち上がり 5 m 勾配 1.25  |
|                   | 日影規制            | 対象建築物：軒の高さ > 7 m または 地上階 ≥ 3<br>平均地盤面からの高さ：1.5m<br>日影規制時間：3 時間 (10m 以内)<br>2 時間 (10m 以上)         |
| 避難所の指定            | 広域避難場所          | 指定   |
|                   | 指定緊急避難場所        | 洪水、崖崩れ・土石流及び地滑り、地震、<br>大規模な火災  |
|                   | 指定避難所           | 指定   |

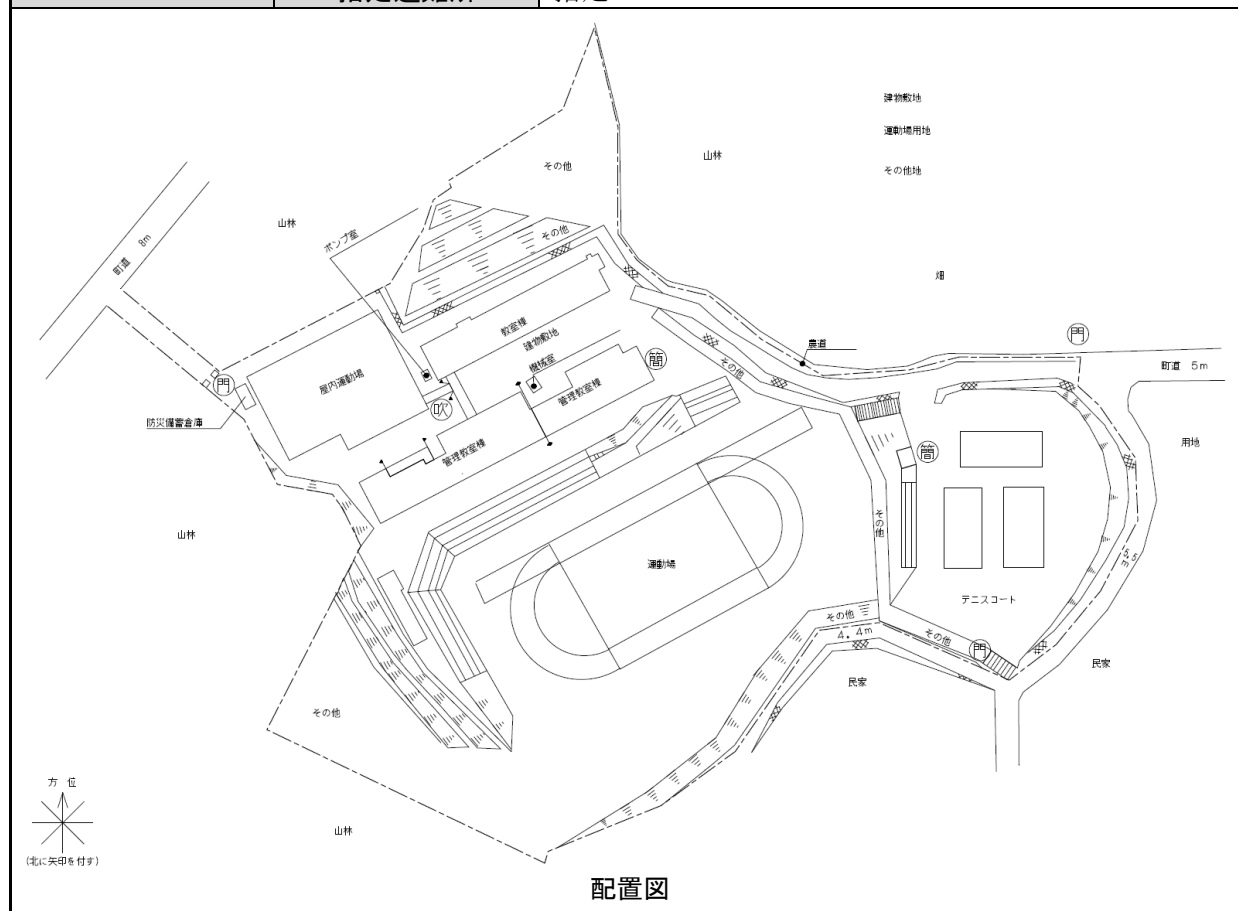


配置図



(4) 国府中学校

|                   |                 |  |
|-------------------|-----------------|--|
| 学校名               |                 | 国府中学校  |
| 所在地               |                 | 大磯町月京 40 番 1 号   |
| 校地面積              | 建物敷地            | 7,535 m <sup>2</sup>   |
|                   | 運動場             | 16,907 m <sup>2</sup>  |
|                   | その他             | 7,619 m <sup>2</sup>   |
| 保有教室数             | 普通教室            | 12 教室  |
|                   | 特別教室            | 18 教室<br>理科 (2)、音楽 (1)、美術 (1)、技術 (2)、<br>家庭 (2)、視聴覚 (1)、コンピュータ (1)、<br>図書室 (2)、特別活動 (5)、教育相談 (1) |
| 建築基準法による<br>高さ制限等 | 用途地域            | 市街化調整区域により指定なし   |
|                   | 容積率・建蔽率         | 100%・50%   |
|                   | 防火地域            | 指定なし   |
|                   | 建築物の高さの<br>最高限度 | 10m  |
|                   | 斜線制限            | 道路斜線：適用距離 20m 勾配 1.25<br>隣地斜線：立ち上がり 20m 勾配 1.25  |
|                   | 日影規制            | 対象建築物：軒の高さ > 7 m または 地上階 ≥ 3<br>平均地盤面からの高さ：1.5m<br>日影規制時間：3 時間 (10m 以内)<br>2 時間 (10m 以上)         |
| 避難所の指定            | 広域避難場所          | 指定   |
|                   | 指定緊急避難場所        | 洪水、地震、大規模な火災   |
|                   | 指定避難所           | 指定   |



配置図

## 2-2 学校教育施設の活用状況等の実態

### 2-2-1 児童・生徒数及び学級数の変化

児童・生徒数の推移について、表2-2、図2-1に示します。

児童・生徒数は、1980年には4,394人とピークを迎えた後、1990年に3,540人と大幅に減少しましたが、2000年以降は横ばいで推移しており、大きな増減はありません。

また、各校における推移については、国府小学校において減少傾向にあります。その他の各校については横ばいで推移し、大きな増減はありません。

一方、特別支援学級に在籍する児童・生徒数は年々増加しており、約20年で2倍近く増加しています。

表2-2 児童・生徒数の推移(各年5月1日現在) (単位:人)

| 年     | 合計         | 小学校        |          |          |          | 中学校     |          |  |
|-------|------------|------------|----------|----------|----------|---------|----------|--|
|       |            | 大磯小学校      | 国府小学校    | 大磯中学校    | 国府中学校    |         |          |  |
| 1980年 | 4,394      | 3,057      |          |          | 1,337    |         |          |  |
| 1986年 | 4,262      | 2,689      |          |          | 1,573    |         |          |  |
| 1990年 | 3,540      | 2,197      |          |          | 1,343    |         |          |  |
| 1995年 | 2,975      | 1,921      |          |          | 1,054    |         |          |  |
| 2000年 | 2,450      | 1,511      |          |          | 939      |         |          |  |
| 2005年 | 2,319 (32) | 1,631 (22) | 882 (12) | 749 (10) | 688 (10) | 367 (2) | 321 (8)  |  |
| 2010年 | 2,433 (38) | 1,664 (27) | 909 (14) | 755 (13) | 769 (11) | 400 (4) | 369 (7)  |  |
| 2015年 | 2,370 (38) | 1,579 (22) | 862 (12) | 717 (10) | 791 (16) | 414 (8) | 377 (8)  |  |
| 2020年 | 2,283 (46) | 1,518 (34) | 886 (17) | 632 (17) | 765 (12) | 422 (7) | 343 (5)  |  |
| 2023年 | 2,207 (71) | 1,452 (48) | 872 (25) | 580 (23) | 755 (23) | 421 (7) | 334 (16) |  |

※児童・生徒数は普通学級と特別支援学級の合計を示し、( )は特別支援学級に在籍する児童・生徒数の内数。  
 ※2000年以前は、統計データの記載方法が異なるため、学校別の数値は記載していません。

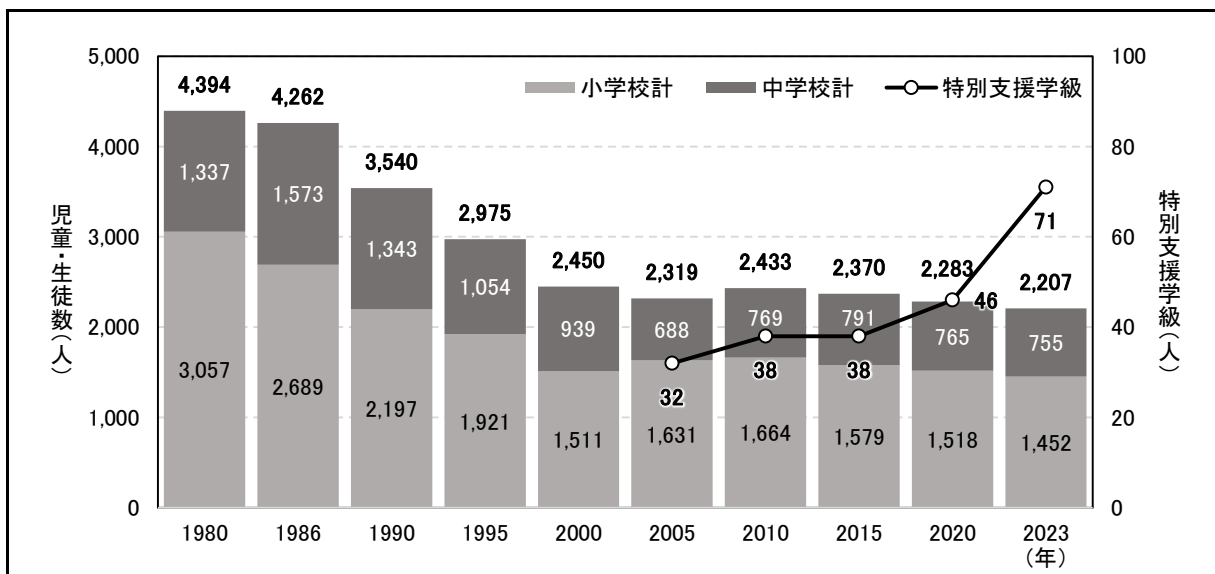


図2-1 児童・生徒数の推移(各年5月1日現在)

出典：大磯の統計、大磯町学校教育課資料(公立学校施設台帳)

学級数の推移について、表2-3、図2-2に示します。

児童・生徒数がピークだった1980年では、小学校で82学級、中学校で35学級ありましたが、2005年以降は小学校、中学校ともに横ばいで推移しています。

一方、特別支援学級は、在籍する児童・生徒数の増加に伴い、年々増加傾向にあります。

表2-3 学級数の推移(各年5月1日現在) (単位:学級)

| 年     | 合計      | 小学校計   |        | 中学校計   |        |        |        |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       |         | 大磯小学校  | 国府小学校  | 大磯中学校  | 国府中学校  |        |        |
| 1980年 | 117     | 82     |        | 35     |        |        |        |
| 1986年 | 111     | 71     |        | 40     |        |        |        |
| 1990年 | 100     | 62     |        | 38     |        |        |        |
| 1995年 | 89      | 57     |        | 32     |        |        |        |
| 2000年 | 77      | 48     |        | 29     |        |        |        |
| 2005年 | 74 (9)  | 50 (5) | 27 (3) | 23 (2) | 24 (4) | 13 (2) | 11 (2) |
| 2010年 | 76 (8)  | 51 (5) | 28 (3) | 23 (2) | 25 (3) | 12 (1) | 13 (2) |
| 2015年 | 79 (10) | 51 (5) | 28 (3) | 23 (2) | 28 (5) | 15 (3) | 13 (2) |
| 2020年 | 77 (14) | 51 (9) | 30 (6) | 21 (3) | 26 (5) | 15 (3) | 11 (2) |
| 2023年 | 79 (15) | 52 (9) | 30 (5) | 22 (4) | 27 (6) | 15 (3) | 12 (3) |

※学級数は普通学級と特別支援学級の合計を示し、( )内の数値は特別支援学級数の内数。

※2000年以前は、統計データの記載方法が異なるため、学校別の数値は記載していません。

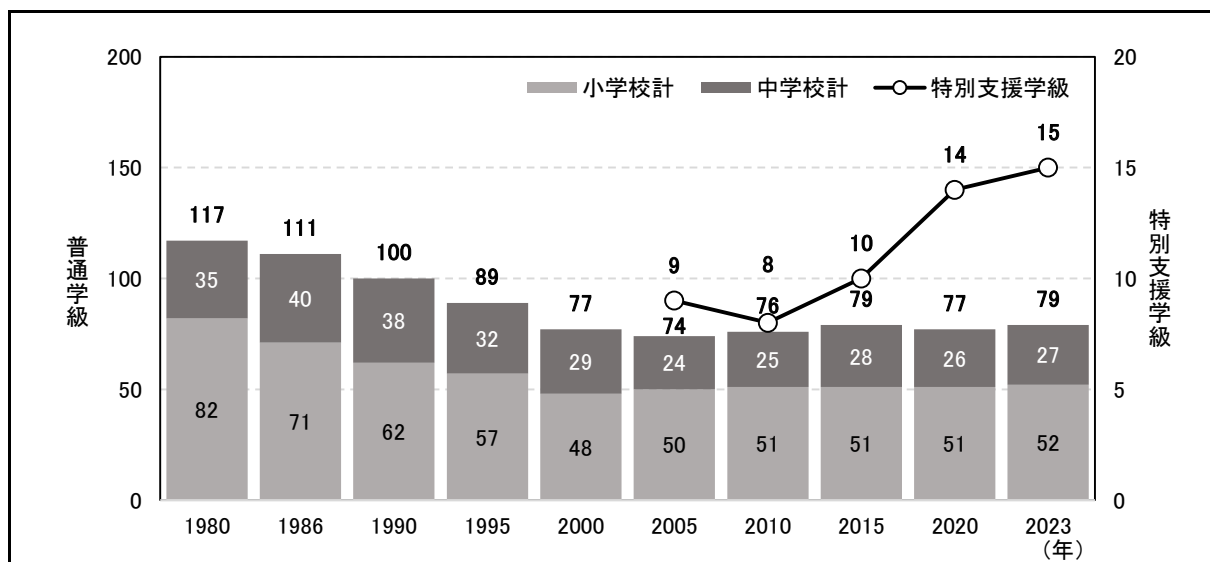


図2-2 学級数の推移(各年5月1日現在)

出典: 大磯の統計、大磯町学校教育課資料 (公立学校施設台帳)

## 2-2-2 保有教室

各校の保有教室数と特別教室の内訳は表2-4に示すとおりであり、小学校、中学校の各校でほぼ同じ機能が配置されています。

小学校については、令和3年4月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が一部改正され、学級編制の標準を40人から35人に引き下げるようになったことから、令和7年度までに全ての学年が35人学級となるために教室を確保する必要があります。

また、教職員等が利用する執務空間については、表2-5に示すような課題があり、職員室を中心とした従来の画一的な執務空間は、近年の教育方法や内容の多様化等に対応していません。

その他にも特別支援学級の増加なども想定されることから、現状における保有教室の使い方は、本来の用途でなく、目的に即して別の空間を探し当て確保している状況です。

表2-4 保有教室(単位:教室)

| 学校名   | 普通教室 |        |   | 特別教室 | 特別教室 |     |     |       |     |     |      |      |      |         |     |       |       |       |
|-------|------|--------|---|------|------|-----|-----|-------|-----|-----|------|------|------|---------|-----|-------|-------|-------|
|       | 普通学級 | 特別支援学級 |   |      | 理科室  | 生活室 | 音楽室 | 図画工作室 | 美術室 | 技術室 | 家庭科室 | 外国語室 | 視聴覚室 | コンピュータ室 | 図書室 | 特別活動室 | 教育相談室 | 進路指導室 |
| 大磯小学校 | 30   | 25     | 5 | 9    | 1    |     | 2   | 1     |     |     | 1    |      |      |         | 1   | 1     | 2     |       |
| 国府小学校 | 22   | 18     | 4 | 15   | 1    |     | 2   | 1     |     |     | 2    | 1    |      |         | 1   | 6     | 1     |       |
| 小学校計  | 52   | 43     | 9 | 24   | 2    | 0   | 4   | 2     | 0   | 0   | 3    | 1    | 0    | 0       | 2   | 7     | 3     | 0     |
| 大磯中学校 | 17   | 12     | 5 | 17   | 3    |     | 1   |       | 2   | 2   | 2    |      | 1    | 1       | 1   | 3     | 1     |       |
| 国府中学校 | 12   | 9      | 3 | 18   | 2    |     | 1   |       | 1   | 2   | 2    |      | 1    | 1       | 2   | 5     | 1     |       |
| 中学校計  | 29   | 21     | 8 | 35   | 5    | 0   | 2   | 0     | 3   | 4   | 4    | 0    | 2    | 2       | 3   | 8     | 2     | 0     |

出典：大磯町学校教育課資料（令和5年度公立学校施設台帳）

表2-5 教職員の執務空間における課題

- 更衣室に教職員全員のロッカーを設置できないため、収納スペースがない。
- 職員室に非常勤職員の机が設置されていない。
- 教職員の休憩室がない。
- 教職員用の便所がない。
- 教職員が自由に使用できる空間がない。
- 教職員や来校者が利用できる空間がない。
- 事務室にミーティングスペースがない。
- 校務整備員の部屋がないため、工具の保管や作業スペースの確保が難しい。
- 共同学校事務室は拠点校である国府小学校に設置しているものの、会議に対応できる事務室を整備した方が望ましい。

参考：大磯町学校教育課資料

### 2-2-3 学区

本町における小学校と中学校の学区について、図2-3に示します。

小学校と中学校の学区は同じ区域であり、児童・生徒数は横ばいで推移していることから、「大磯町教育施設等長寿命化計画（令和3年6月）」においても統廃合の検討はしていません。しかし、新しい時代の学びを実現するにあたっては、人口減少期を見据えた学校教育施設の在り方だけでなく、地域に開かれた学校教育施設の在り方を踏まえた学校教育施設の複合化・共用化など、望ましい規模・配置の方針を検討することが必要です。

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月27日）」における徒歩や自転車による通学距離について、小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準は妥当であると考えられますが、通学路の安全確保や地理的な条件に加え、児童・生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれるとしています。

一方、通学時間については、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つことを前提として、概ね1時間以内を一応の目安とした上で判断することが適当であるとしています。

本町の町域は東西に約7.6km、南北に約4.1kmであることから、各校の通学基準を満たしています。同じく通学時間についても1時間以内となっており、適当な配置であると考えられます。

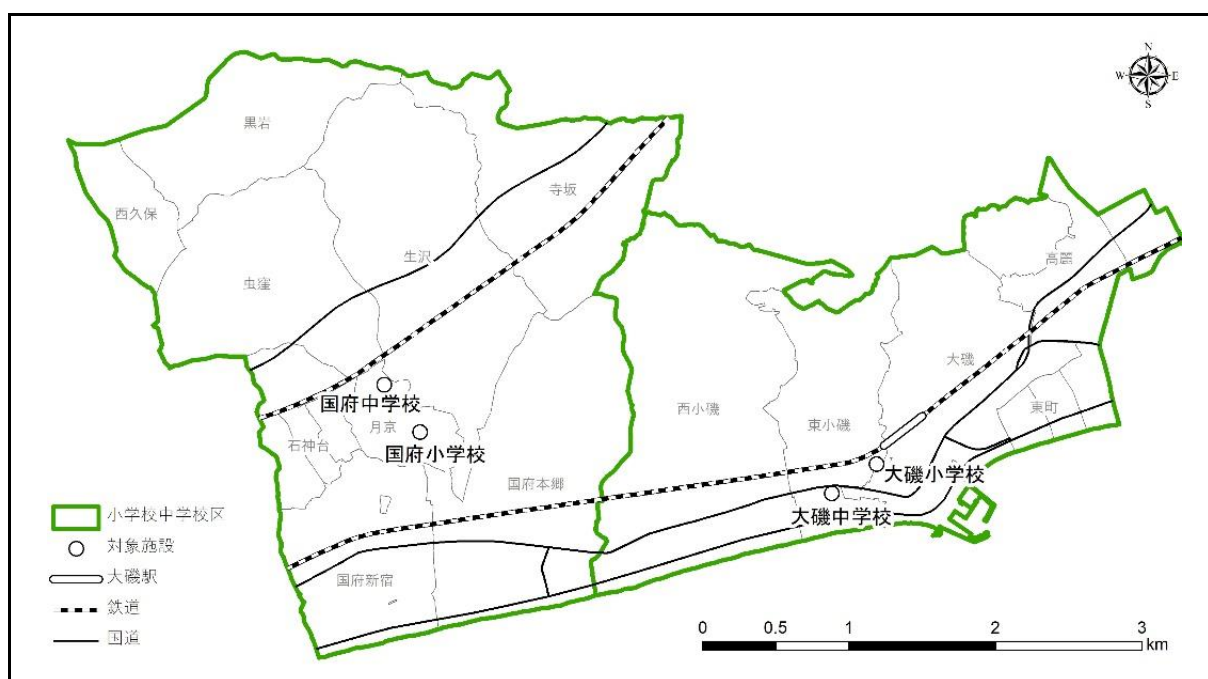


図2-3 小学校区及び中学校区

参考：大磯町ホームページ「大磯町立小学校及び中学校の通学区域」

## 2-3 学校教育施設の維持管理

### 2-3-1 学校教育施設の維持管理

従来の事後保全から予防保全に転換するためには、メンテナンスサイクルを実行することが重要です。メンテナンスサイクルとは、定期的な点検・診断により施設の状態を把握し、その結果に基づき必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録して次期点検・診断等に活用する一連の取組を継続的に実施することとされており、「点検→診断→措置（修繕等）→記録」を実践することになります。

本町では、表2-6に示す方針でメンテナンスサイクルを実践し、学校教育施設の状態を適切に把握して、各施設に応じた改修内容や時期を見直すようにしていますが、本町には、施設や設備の修繕業務に対応する技術職員が不足していることから、業務の一部を民間事業者へ委託しています。

このような課題は、公共施設の老朽化等に伴って改修や改築時期を迎える自治体においても共通の課題であり、維持管理において包括的民間委託等を導入するなど、民間の創意工夫を活用する自治体が全国で増えています。

表2-6 メンテナンスサイクルの実践方針

| 担当           | 項目            |       | 内容   |
|--------------|---------------|-------|--|
| 大磯町<br>学校教育課 | 点検<br>・<br>診断 | 定期点検  | ・施設の劣化状況等を把握する。                                  |
|              |               | 法定点検  | ・建築基準法等、法令に定められた期間に専門業者に委託して実施する。                |
|              |               | 臨時点検  | ・故障や気象情報等により、学校に注意を促し、状況を把握する。                   |
|              | 措置            | 修繕・改修 | ・建物、設備等の長寿命化を図り、安全・安心な施設を維持するために実施する。            |
|              |               | 記 録   | ・点検、修繕・改修等の履歴を管理し、現状把握する。<br>・履歴管理を踏まえて計画の改定を行う。 |
| 学校           | 点検<br>・<br>診断 | 日常点検  | ・早期に異常を発見するために施設の劣化状況等を把握する。                     |
|              |               | 定期点検  | ・日常的に点検できていない建物及び設備等の異常の有無、兆候を把握する。              |
|              |               | 臨時点検  | ・災害発生後等に被害状況や緊急性を要する事項を把握する。                     |

## 2-3-2 財政

歳入は、表2-7に示すとおり、町全体では、約120億円前後で横ばい推移しています。このうち、町税などの自主財源比率は約47%から約65%で推移しており、全体の約半数を占めています。

また、高齢化が進むことで扶助費の増加も見込まれ、学校教育施設の長寿命化に伴う大規模改修や改築に必要な費用の予算付けが難しくなることが想定されることから、文部科学省の国庫補助金等を計画的に活用していく必要があります。

表2-7 大磯町全体の歳入の推移(単位:千円)

| 項目             | 2018年度    | 2019年度     | 2020年度     | 2021年度     | 2022年度     |
|----------------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 歳入             | 9,942,240 | 11,816,509 | 14,769,340 | 13,368,146 | 12,392,565 |
| 歳入における<br>自主財源 | 6,474,093 | 7,137,007  | 6,939,413  | 6,606,502  | 6,999,923  |
| 自主財源比率         | 65.1%     | 60.4%      | 47.0%      | 49.4%      | 56.6%      |

参考：各年度の「大磯町一般会計歳入歳出決算書」

教育費の歳出について、表2-8に示します。

小学校費は1年当たり約1億2千万円前後で推移していましたが、2020年度の大磯小学校グラウンドへの防球ネット設置工事や放送設備更新工事、国府小学校体育館照明交換修繕工事をはじめ、2021年度の手洗い場の水栓自動化工事や網戸の設置、2022年度より稼働した大磯小学校及び国府小学校における給食調理室の空調整備などにより、2020年度以降は約2億円から約3億円まで増加しています。

また、中学校費は1年当たり約6,000万円前後で推移していましたが、2020年度の大磯中学校視聴覚室のエアコン更新をはじめ、2021年度の手洗い場の水栓自動化工事などにより、2020年度以降は約1億円から約1億5千万円まで増加しています。

その他にも2022年度については、小学校中学校ともに、電気料金の高騰に伴う施設運営に係る光熱水費の増加が挙げられます。

表2-8 教育費の歳出の推移(単位:千円)

| 項目             | 2018年度    | 2019年度     | 2020年度     | 2021年度     | 2022年度     |
|----------------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 歳出             | 9,273,273 | 10,897,865 | 14,152,434 | 12,544,457 | 11,601,675 |
| 教育費の歳出         | 738,073   | 804,275    | 1,070,614  | 926,432    | 1,065,782  |
| 教育総務費          | 232,498   | 306,356    | 333,173    | 266,097    | 298,351    |
| 小学校費           | 113,010   | 122,085    | 306,777    | 204,795    | 234,178    |
| 中学校費           | 62,607    | 49,751     | 122,532    | 94,594     | 147,945    |
| 幼稚園費           | 138,593   | 149,130    | 129,796    | 132,358    | 140,816    |
| 社会教育費          | 180,963   | 167,128    | 175,672    | 224,441    | 231,281    |
| 保健体育費          | 10,402    | 9,825      | 2,664      | 4,148      | 13,212     |
| 歳出のうち<br>教育費比率 | 8.0%      | 7.4%       | 7.6%       | 7.4%       | 9.2%       |

参考：各年度の「大磯町一般会計歳入歳出決算書」

### 2-3-3 施設関連経費

日常における維持修繕や光熱水費等の運営費の推移について、図2-4に示します。

維持修繕費は、劣化等の発生状況により変動しています。一方、学校施設の日常維持に欠かせない保守点検費及び光熱水費について、建築基準法等に準じた一年あたりの保守点検費（主に委託費）は、小学校で約837万円（平均）、中学校で約335万円（平均）となっており、一年あたりの光熱水費は、小学校で約2,477万円（平均）、中学校で約899万円（平均）となっています。

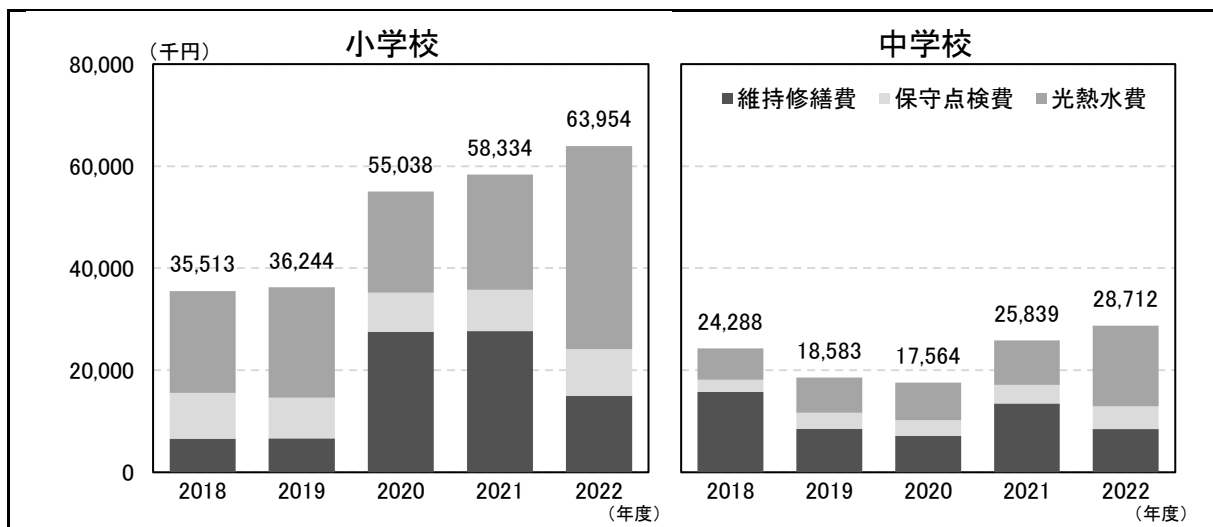


図2-4 施設関連経費の推移

参考：各年度の「大磯町一般会計歳入歳出決算書」  
（平均は大磯町学校教育課資料より）

### 2-3-4 大規模修繕、長寿命化改修及び改築に係る費用の見通し

「大磯町教育施設等長寿命化計画（学校教育施設）（令和3年3月）」では、将来の大規模修繕、長寿命化改修及び改築の実行計画を示しています。

町立小中学校4校における令和3年度から令和28年度までの改修等の費用は累計で約74.3億円となっており、一年あたりの平均は約2.9億円となっています。



## 2-4 学校教育施設の老朽化の実態

### 2-4-1 学校教育施設の整備状況及び耐震化の実施状況

「大磯町教育施設等長寿命化計画（学校教育施設）（令和3年3月）」によると、建築年別の整備状況について、図2-5に示すとおり、中学校施設は1960年度に整備が始まり、1996年度にかけて段階的に整備しています。小学校施設は中学校施設整備を追うような形で1975年度に整備が始まり、1999年度にかけて段階的に整備を進めてきました。

学校教育施設の耐震基準は図2-6に示すとおりであり、旧耐震基準の施設は12棟です。これに関しては、1997年度以降に全ての施設の耐震診断を実施し、耐震補強が必要とされる施設に対して、2014年度までに耐震化を完了しています。

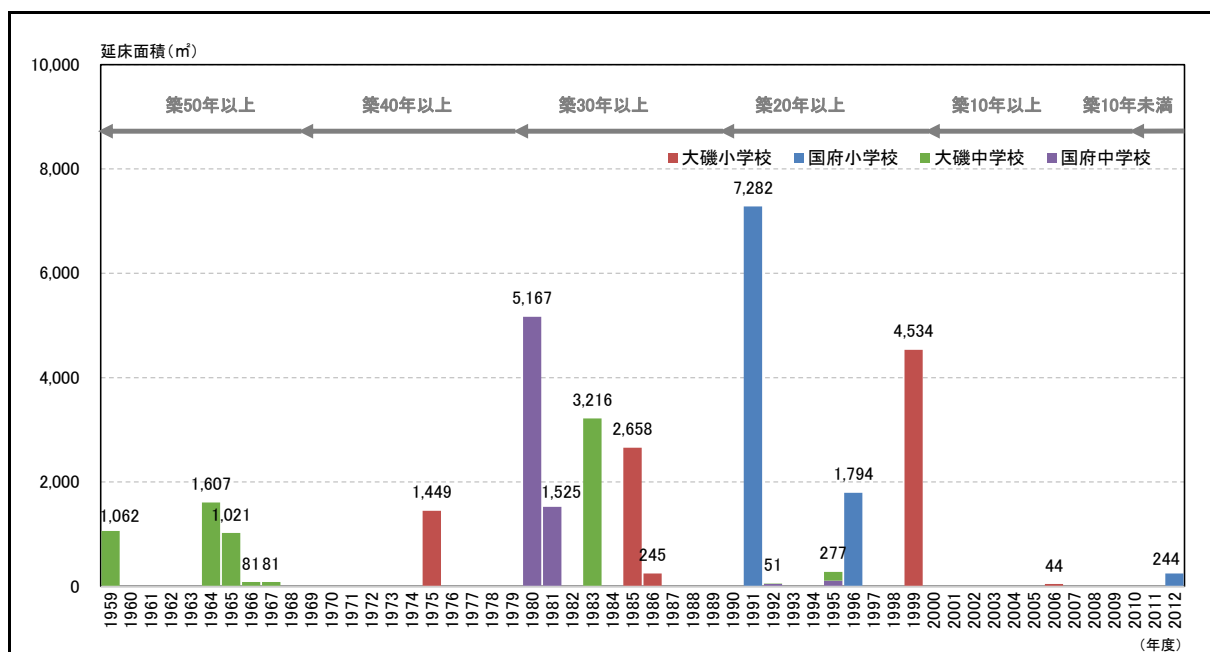


図2-5 築年別整備状況

※令和2年度時点の築年数を示す。

参考：大磯町学校教育課資料（2020（令和2）年度公立学校施設台帳）

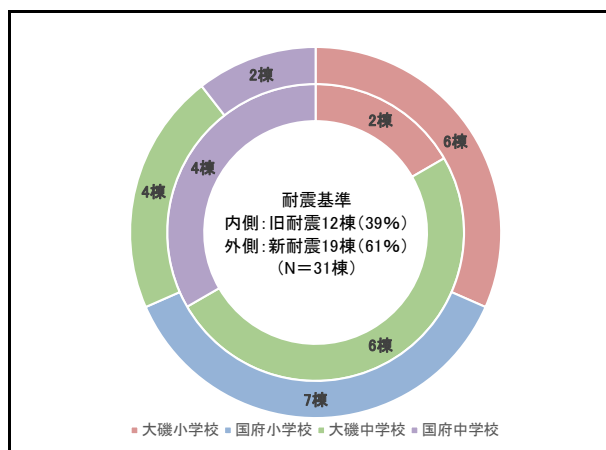


図2-6 耐震基準との建物の関係の整理

参考：大磯町学校教育課資料（2020（令和2）年度公立学校施設台帳）

## 2-4-2 学校教育施設の劣化状況

「大磯町教育施設等長寿命化計画（学校教育施設）（令和3年3月）」によると、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成29年3月）」を参考に、屋根・屋上、外壁・内部仕上げを対象に目視点検を実施しています。

劣化状況評価の概要は、表2-9のとおりです。

表2-9 劣化状況調査の概要

|       |   |
|-------|---|
| 大磯小学校 | <ul style="list-style-type: none"><li>施設全体としては概ね良好で、大きな劣化は見られませんでした。</li></ul>  |
| 国府小学校 | <ul style="list-style-type: none"><li>校舎、体育館は概ね良好で、劣化は見られませんでした。</li><li>南校舎、北校舎の外壁、内部仕上げで広範囲に及ぶ劣化の進行が目立ちました。特に一時(多目的)教室や外国語教室には、壁のひびが多数ありました。</li></ul>  |
| 大磯中学校 | <ul style="list-style-type: none"><li>施設全体としては概ね良好で、劣化は見られませんでした。</li><li>2号館、体育館の準備室、トイレの内部仕上げでは広範囲に及ぶ劣化が目立ちました。</li><li>なお、1号館は2004年に実施された躯体コンクリートの試験により、圧縮強度が12.3N/mm<sup>2</sup>であることが確認されています。</li></ul> |
| 国府中学校 | <ul style="list-style-type: none"><li>A棟は概ね良好で、劣化は見られませんでした。</li><li>B棟は内部仕上げの塗装や張替等がされていないためか、早急な対応が必要な劣化が見られました。</li></ul>  |

参考：「大磯町教育施設等長寿命化計画（学校教育施設）（令和3年3月）」

## 第3章 学校教育施設の目指すべき姿

### 3-1 教育施策の方向性

#### (1) 大磯町

##### 1) 大磯町第五次総合計画前期基本計画（令和3年3月）

本町では、長期的な展望のもと、目指すべき将来の姿とそれを実現するために必要となる施策の指針として、「大磯町第五次総合計画前期基本計画（令和3年3月）」を策定しています。まちの将来像である「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」の実現に向け、5つの視点から目標を定めて施策を展開しています。目標のひとつ「心豊かな人を育むまちづくり」の中で「次世代を担う人づくりの推進」として、学校教育に関する施策を示しています。

##### 2) 大磯町教育大綱（令和5年3月改定）

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針となる「大磯町教育大綱（令和5年3月改定）」では、図3-1に示すとおり、「子育て・教育でみんながわくわくするまち おおいそ」を基本理念とし、子育て、幼児教育、学校教育、生涯学習及び教育環境整備の視点から基本方針を示しています。

### 大磯町教育大綱

**基本理念** 「子育て・教育でみんながわくわくするまち おおいそ」

**基本目標**

地球的規模の視野と持続可能な発展が求められる新しい時代に必要な、3つの要素について子育て・教育を通じてはぐくみ、それに関わる全ての皆さんが楽しく、わくわくするまちづくりを進めます。

- ☆まなび 人の可能性を広げる基盤となる、資質や能力をはぐくみます
- ☆からだ 新しい時代をしなやかに生きる原動力となる、心身の健康をはぐくみます
- ☆こころ 多様性を認め合い、ともに生きる豊かで温かい心をはぐくみます

図3-1 大磯町教育大綱の基本理念、基本目標

出典：大磯町教育大綱（令和5年3月改定）

##### 3) 大磯わくわくプラン（令和5年11月）

大磯町教育委員会では、教育大綱に則した教育ビジョン（大磯わくわくプラン）を策定し、育てたい子どもの将来像を見据えた上で、今後の教育施策の目指すべき姿と方向性に向かって教育行政の推進に努めています。

教育環境の整備に関しては、次の基本施策を掲げています。

○ 「子育て・教育でみんながわくわくするまち おおいそ」を実現するための教育環境の整備

- 学習者主体の学校づくりに向けた魅力や特色を向上します
- 一人ひとりに応じた学びを支える体制の強化を進めます
- 子どもの権利、安全の保障を図ります
- 多様な教育的ニーズに対応した教育を推進します
- 特別支援教育を推進します
- インクルーシブ教育を推進します
- 教員の働き方改革を推進します
- 情報教育を推進します
- 英語教育を充実します
- 国際理解教育を推進します
- 持続可能な社会の創り手育成の推進に努めます
- 教職員の指導力向上を図る研修を進めます
- 小中学校の ICT 環境の充実に努めます
- 既存施設の長寿命化計画を推進します

4) 大磯町教育施設等長寿命化計画（令和3年6月）

大磯町では、文部科学省「インフラ長寿命化計画（平成27年3月）」の行動計画を踏まえ、学校教育施設、社会教育施設及び幼児教育・保育施設を対象とした「大磯町教育施設等長寿命化計画（令和3年6月）」を策定しています。上位・関連計画や文部科学省の指針等を踏まえ、表3-1に示す5分野について学校教育施設の目指すべき姿を定めています。

表3-1 学校教育施設の目指すべき姿

|           |  |
|-----------|--|
| 安全性       | ○災害対策<br>○防犯・事故対策<br>○感染症対策            |
| 快適性       | ○快適な学習環境<br>○教職員に配慮した環境                |
| 学習活動への適応性 | ○効果的・効率的な施設整備                          |
| 環境への適応性   | ○省エネルギー及び再生可能エネルギーの利用推進                |
| 地域の拠点化    | ○開かれた学校づくり<br>○幼稚園・保育所と小学校及び小学校と中学校の連携 |

## (2) 国

### 1) 学校施設整備基本構想の在り方について（平成 25 年 3 月）

文部科学省では、「学校施設整備基本構想の在り方について（平成 25 年 3 月）」を策定し、学校教育施設の評価に当たっては、安全性・快適性・学習活動への適応性・環境への適応性・地域の拠点化の 5 分野から目指すべき姿を定める例を示しています。

### 2) 災害に強い学校施設の在り方について（平成 26 年 3 月）

文部科学省では、「災害に強い学校施設の在り方について（平成 26 年 3 月）」を策定し、東日本大震災から浮かび上がった学校施設の重要な課題のうち、津波対策及び避難所となる学校施設の在り方について、基本的な考え方と具体的な計画や設計上の留意点を示しています。特に、地域の避難所となる学校施設の在り方について、施設内トイレのプール水の利用やマンホールトイレの設置、自立運転可能な太陽光発電設備の導入などが挙げられています。このような必要な設備等については、防災担当部局と連携し、想定避難者数や災害種別のリスクを十分に考慮した上で、学校施設の安全性、必要な機能、円滑な運営方法及び教育活動の早期再開を踏まえた整備が重要であると示しています。

### 3) これからの小・中学校施設の在り方について（平成 31 年 3 月）

文部科学省では、小・中学校教育要領の改訂、社会状況の変化等を踏まえ、これからの小・中学校施設の在り方について検討し、「小学校施設整備指針（平成 31 年 3 月）」「中学校施設整備指針（平成 31 年 3 月）」を策定しています。児童・生徒の成長を支える場にふさわしい環境づくりを目指すため、表 3-2 で施設整備の基本的方針と充実すべき施設機能の視点を示しています。

表3-2 施設整備の基本的方針と充実すべき施設機能の視点

|              |   |
|--------------|---|
| 基本的方針        | 1. 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備<br>2. 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保<br>3. 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備   |
| 充実すべき施設機能の視点 | ① 新学習指導要領への対応<br>② ICT を活用できる施設整備<br>③ インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組<br>④ 教職員の働く場としての機能向上<br>⑤ 地域との連携・協働の促進<br>⑥ 学校施設の機能向上<br>⑦ 変化に対応できる施設整備 |

参考：文部科学省「これからの小・中学校施設の在り方について」（平成 31 年 3 月）

#### 4) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（令和4年3月）

文部科学省では、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（令和4年3月）」を策定し、図3-2に示す学び・生活・共創・安全・環境の5つの姿から新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方及び推進方策を示しています。

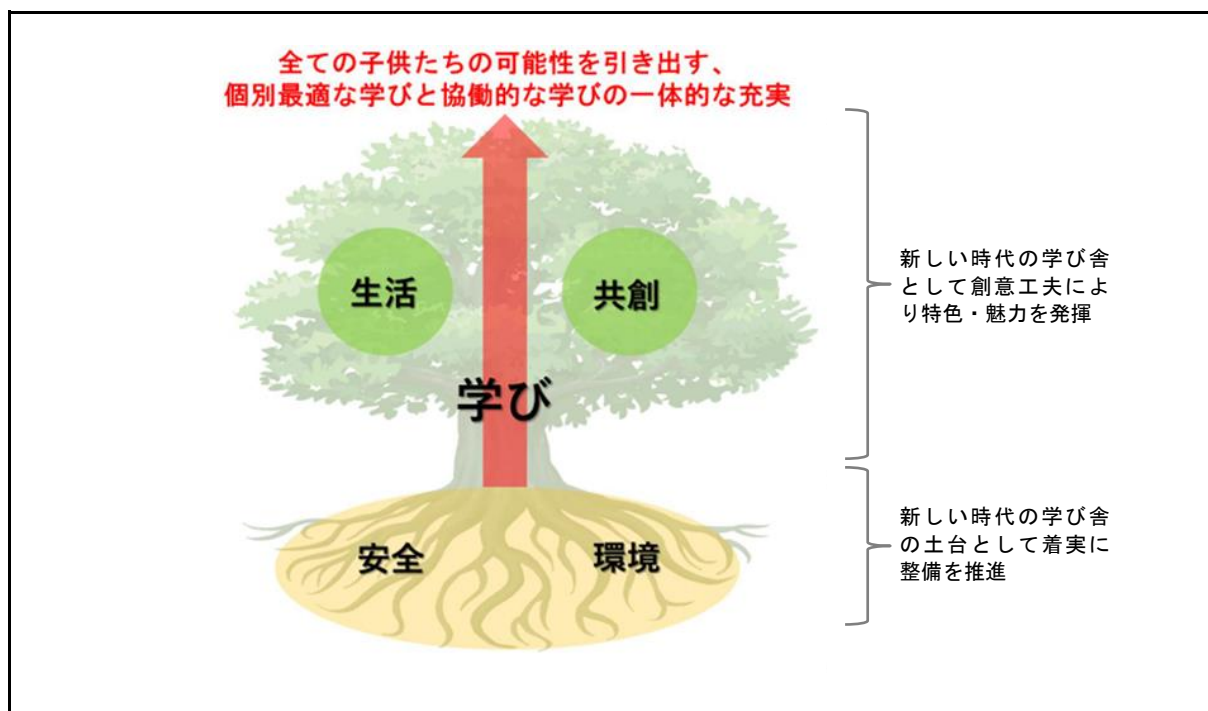


図3-2 新しい時代の学び舎として目指していく姿(イメージ図)

出典：文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」（令和4年3月）

近年、1人1台端末環境のもとで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実により、従来の授業スタイルだけでなく、クラウド等を活用し、タブレットを片手に教室内外で学習を行ったり、多目的スペースを活用してグループ学習を行ったりと学びのスタイルが多様に変容しつつあります。

このような学びの在り方の変化を踏まえ、文部科学省では、新しい時代の学び舎について「未来志向」で実空間の価値を捉え直し、表3-3のとおり、新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性（目標水準）として「安全・安心で持続可能な教育環境確保の視点から、施設整備の土台として着実に対応するもの」と「新しい時代の学びを実現する教育環境向上の視点から、創造工夫により特色・魅力を発揮するもの」について示しています。

以上、国が掲げる各種在り方を踏まえ、わくわくする学校施設を整備していきます。

表3-3 新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性(目標水準)

| 視点  | 学校施設整備の方向性(目標水準)   |
|---|--|
| ◆安全・安心で持続可能な教育環境確保の視点から、施設整備の土台として着実に対応するもの   | <p><b>安全・安心な教育環境</b></p> <p><b>【安全・安心の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 構造体の耐震化</li> <li>• 天井や外壁等の非構造部材の耐震対策</li> <li>• ブロック塀等の安全対策や防犯対策</li> <li>• 建物の物理的な不具合を直して耐久性を高めるだけでなく、機能や性能を引き上げる「長寿命化改修」の対策</li> </ul> <p><b>【避難所としての防災機能の強化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害時の適切な避難経路の確保</li> <li>• 体育館の冷暖房設備の導入</li> <li>• ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化</li> <li>• 学校開放を想定したセキュリティの確保</li> <li>• 大型車両による物資等の搬入を見据えた正門等の通行幅の確保</li> <li>• 受変電設備の浸水対策</li> <li>• 円滑な学校活動の再開を考慮した校内の分散避難</li> </ul> <p><b>持続可能な教育環境</b></p> <p><b>【脱炭素社会の実現を目指した学校施設整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 屋根や外壁の高断熱化</li> <li>• 高効率照明の導入等による省エネルギー化</li> <li>• 太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入</li> <li>• 学校施設の ZEB 化</li> </ul> <p><b>【木材利用の促進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校施設の木造化・木質化</li> </ul> |
| ◆新しい時代の学びを実現する教育環境向上の視点から、創意工夫により特色・魅力を発揮するもの | <p><b>柔軟で独創的な学習空間の実現</b></p> <p><b>【変化に対応する柔軟性・可変性のある空間構成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 教室空間の充実</li> <li>• 可動間仕切りの設置</li> </ul> <p><b>【多様な学習活動を展開できる教室空間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1人1台端末環境等に対応したゆとりある教室の整備</li> <li>• 多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応</li> <li>• ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用</li> <li>• 読書・学習・情報のセンターとなる学校図書館の整備</li> <li>• 設備や家具の工夫による多様な学習活動の展開・教室環境の充実</li> <li>• 働き方改革を推進し、パフォーマンスを最大化するための執務空間</li> <li>• 多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応</li> </ul> <p><b>健やかな学習・生活空間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 内装の木質化等の木材の積極的な活用による快適で温かみのあるリビング空間</li> <li>• トイレの洋式化・乾式化や特別教室や体育館等の空調整備など、健やかで衛生的な環境の整備</li> </ul> <p><b>地域や社会との連携・協働</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校と地域が支え合い協働していくための共創空間</li> <li>• 多様な「知」を集積するための複合化・共用化等</li> </ul>              |

### 3-2 学校教育施設の目指すべき姿

学校教育施設の目指すべき姿は、今後の施設整備の取組において、実現すべき目標像となります。大磯町では、「大磯町教育施設等長寿命化計画（学校教育施設）（令和3年3月）」を策定し、表3-1に示す安全性・快適性・学習活動への適応性・環境への適応性・地域の拠点化の5分野から学校教育施設の目指すべき姿を定めています。

その後、「大磯町教育大綱（令和5年3月改定）」や文部科学省において「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（令和4年3月）」が策定されるなど、学校教育施設に対し、さらなる改善策の検討が求められています。

そこで、本基本構想においては、本町や国の動向を踏まえ、現状、求められている学校教育施設としての安全性の確保だけでなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、未来志向で実空間の価値を捉え、学校教育施設全体を学びの場として創造することを目的とし、図3-3に示す5つの視点から学校教育施設の目指すべき姿を定めることで、大磯町教育大綱の基本理念である「子育て・教育でみんながわくわくするまち おおいそ」につなげます。

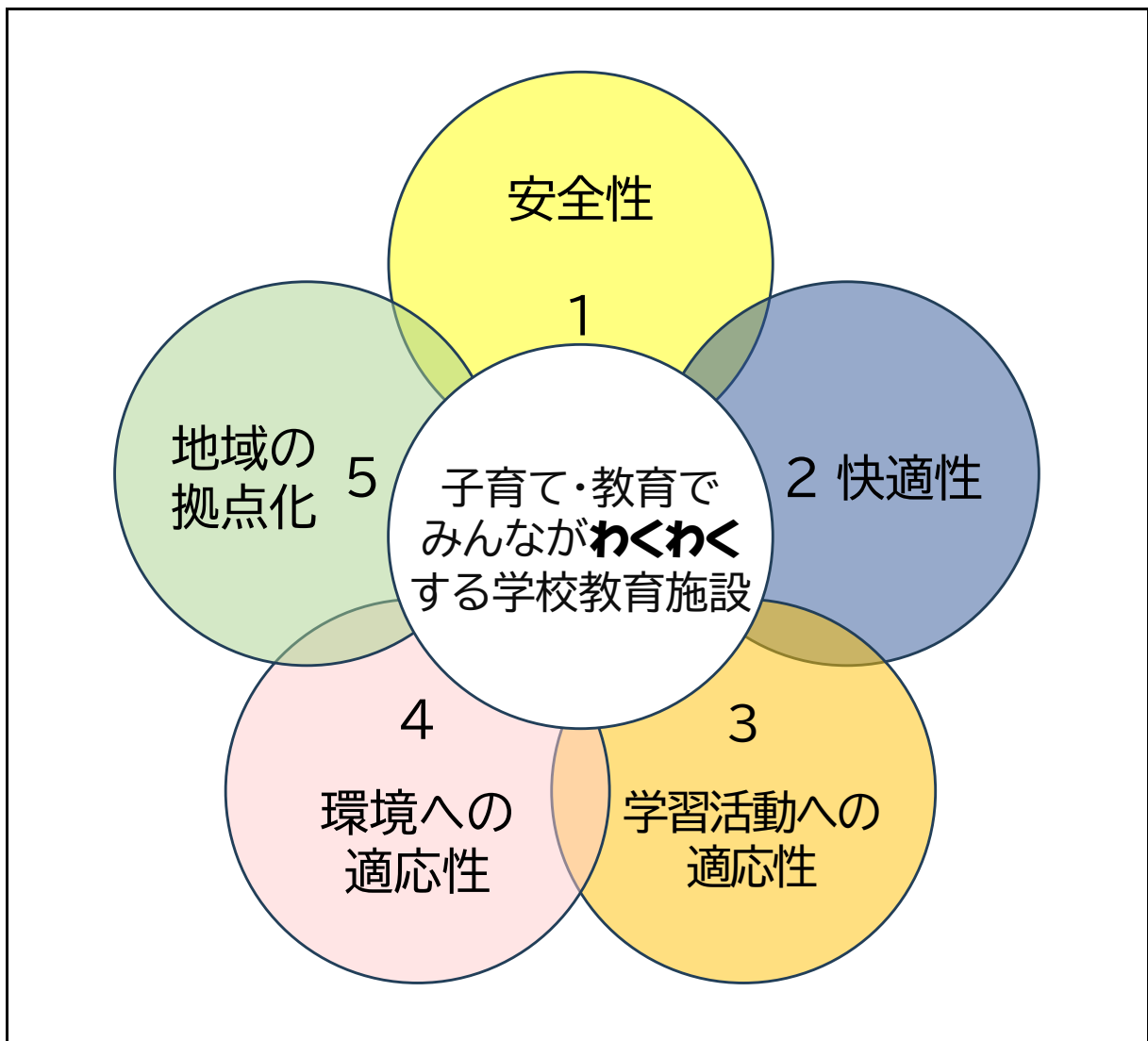


図3-3 学校教育施設の目指すべき姿



## 第4章 学校教育施設における課題と対応の在り方

### 4-1 安全・安心、老朽化への対応

#### ◆ 安全性の確保や防災機能の向上

本町では、2014年度までに耐震補強が必要とされる施設の耐震化を終えていますが、大磯中学校の1号館については、2004年に実施された躯体コンクリートの試験により、圧縮強度が12.3N/mm<sup>2</sup>であることが確認されています。文部科学省では、圧縮強度が13.5N/mm<sup>2</sup>未満であるものを低強度とし、変質、変状、施工時の信頼性の全てに影響があるとしていることから、改築・改修の際には、圧縮強度試験や中性化（深さ）検査など、建物の構造耐力を把握する「耐力度調査」を実施します。

また、学校教育施設は、地域の避難施設としての役割がありますが、出入口に段差がある等、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点から十分に整備されていません。要配慮者だけでなく全ての人が円滑に避難し、良好な避難生活を営むことができるよう、環境整備を推進します。

このように、学校教育施設は、児童・生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を果たすことから、耐震化だけでなく、自家発電設備や空調設備をはじめ、情報通信設備等の防災機能をより一層強化し、安全・安心な学校教育施設の確保に努めます。



安全・安心な教育環境、  
地域コミュニティの拠点



多様な活動ができる  
空調設備のある体育館



地域の避難所としての防災機能の  
強化、良好な避難生活のため  
の環境整備

出典：文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」（令和4年3月）

### 4-2 望ましい規模・配置

#### ◆ 人口動向だけでなく学習環境等を踏まえた望ましい規模・配置の実施

本町では、児童・生徒数は、1980年にピークを迎え、1990年に大幅に減少した後は横ばいで推移しています。将来推計によると、年少人口は減少すると予想されていますが、町づくりの今後の進め方によっては、人口増に転ずる可能性もあります。

また、学校教育施設の配置について、本町の町域は東西に約7.6km、南北に約4.1kmであることから、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月27日）」における通学距離の条件を満たしており、今後も2つの学区を基本とすることは適当な配置といえます。

このように、学校教育施設の配置については現状維持としますが、人口動向を踏まえた望ましい規模については、児童・生徒の学習環境やインクルーシブ教育推進など、様々な視点から検討した上で、配置に努めます。

#### 4-3 教育環境の充実、新たな教育ニーズへの対応

##### ◆ 新たな学びの実現に向けた教育環境や執務空間の充実（子どもや先生がわくわくする空間）

近年、1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等に向けた新しい学びの実現が求められており、大型提示装置や充電保管庫、ロッカーを設置するなど、必要に応じて対応している状況ですが、国府小学校を除く学校教育施設については、オープンスペース型の空間構成ではないため、手狭な状況にあることから、ゆとりある教室整備に努めます。

また、教職員の執務空間については、パフォーマンスを最大化するための執務空間や会議に対応した施設の整備に努めます。

現状は、教室や執務空間が必要となった場合は、目的に即して別の空間を探し当て確保している状況にあることから、可変性のある空間を創出し、変化に対応できる教育環境を整備することで、新たな教育ニーズへの対応を図っていきます。



多様な学習活動が展開できる空間



学習活動に柔軟に対応できる多目的な空間



ロッカースペースの配置を工夫した空間



高度な学びを誘発する創造的な教室



読書・学習・情報のセンターとなる図書館



オンライン会議のための機能、ラウンジのある執務空間

出典：文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」（令和4年3月）

#### 4-4 社会的要請への対応

##### ◆ 学校施設を拠点とした地域との交流や共創（地域の人がわくわくする空間）

現在、体育館やグラウンド等を地域開放していますが、学校教育施設は地域コミュニティ形成の核となる多様な役割を担っていることを踏まえ、学校教育施設と地域、社会が連携・協働し、ともに創造的な活動を企画立案したり、交流したりするための共創空間を生み出していきます。

学校教育施設と地域住民等との交流や共創を図るため、図4-1に示すような学校教育施設を核とした公共施設等との複合化、施設・設備の共用化・集約化等（開かれた学校）の推進を防犯・治安維持に配慮して検討していきます。

また、脱炭素社会の実現に向けて、「大磯町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（令和4年3月）に基づき、屋根や外壁の高断熱化や高効率照明の導入などの省エネルギー化、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を更に進め、これまでのエコスクールの実践を深化し広げていくとともに、年間のエネルギー消費量の収支をゼロにするを旨としたZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を推進する必要があります。

加えて、脱炭素化や山林の保全、地域との共生の観点から、学校施設における木材利用の積極的推進を検討していきます。



創造的な活動を企画立案し、学校教育施設と地域、社会が交流するための共創空間



学校教育施設を核とした、他の公共施設等との複合化・共用化



太陽光発電設備を導入し、環境教育に活用



学校施設の木造化・木質化

出典：文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」（令和4年3月）

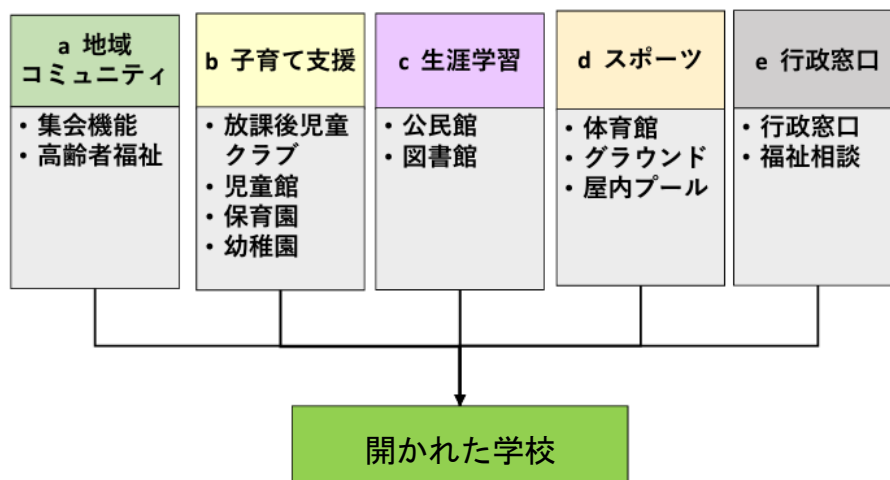


図4-1 学校教育施設と他の公共施設の複合化・共用化の事例パターン

出典：文部科学省「学校施設等の整備・管理に係る部局横断的な実行計画の解説書」（令和4年3月）

#### 4-5 健全な財政の維持

##### ◆ 改修・改築時期の集中による全庁横断的な検討

近年、小学校費及び中学校費のいずれも施設関連経費は増加しています。「大磯町教育施設等長寿命化計画（学校教育施設）（令和3年3月）」によると、大規模修繕、長寿命化改修及び改築に係る費用は、令和3年度から令和28年度までの累計で約74.3億円となっており、一年あたり平均で約2.9億円が必要となります。

また、生産年齢人口の減少や高齢化の進行に伴う扶助費の増加が見込まれており、学校教育施設の長寿命化に伴う大規模改修や改築を行う際は、文部科学省の国庫補助金等を含めあらゆる手段の活用を図ります。

さらに、学校教育施設だけでなく、本町が抱える公共施設の建設は1980年度及び1983年度に集中しており、改修や改築の時期も集中すると予想されることから、文部科学省は教育委員会だけでなく、部局横断的に検討することを求めており、全庁的な検討体制を構築していきます。

#### 4-6 持続可能な運営・維持管理

##### ◆ 民間活力の導入による運営・維持管理体制の構築

学校教育施設の運営・維持管理において、日常点検は、各学校の施設管理者によって実施していますが、技術的知識を持つ者による点検体制ではないため、管理水準のバラつきがあります。

本町のみならず、他の自治体においても、学校教育施設専属の技術職員の不足や契約事務手続きの負担等の課題を抱えており、このような課題を解決するため、技術的な専門知識を有する民間事業者へ維持管理業務（保守点検、清掃、修繕等）を包括的に発注する手法を導入する自治体も増えています。

学校教育施設の安全性を確保するには、専門的な視点から運営・維持管理体制を構築する必要があることから、図4-2に示すとおり、包括的民間委託等の民間活力の導入に向けた検討・調整を図っていきます。

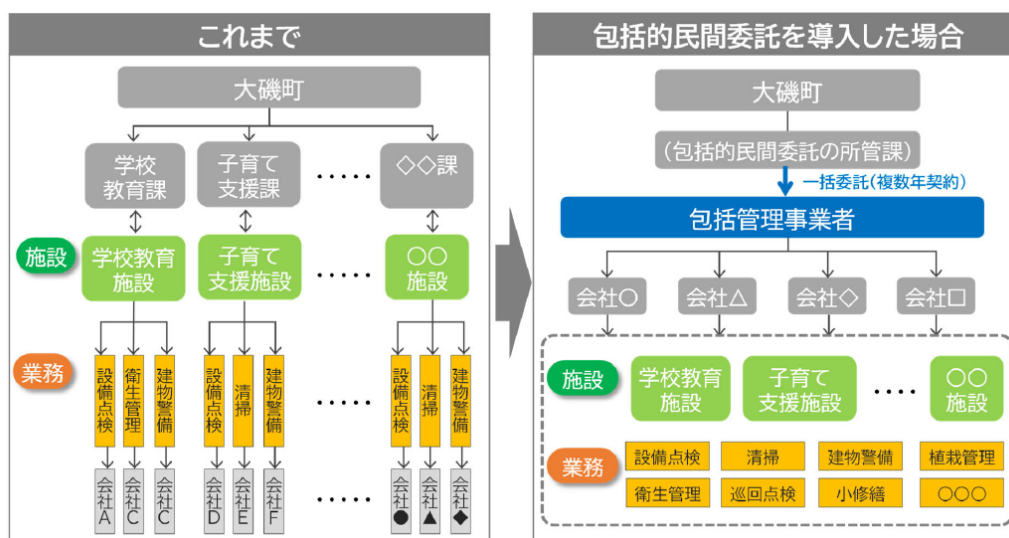


図4-2 包括的民間委託のイメージ

出典：大磯町公共施設等総合管理計画（令和4年7月改訂）

## 第5章 学校教育施設整備の在り方

### 5-1 学校教育施設の望ましい規模・配置の考え方

#### 5-1-1 望ましい学級数の考え方

##### (1) 学校の望ましい規模の視点

学校規模の大小は、子どもたちの学習環境や人間関係の形成にも大きく影響します。

文部科学省が平成27年1月に公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」などを参考に、学校規模による児童生徒への対応や人間関係の形成への影響などを総合的に勘案し、本町における学校の望ましい規模の考え方を以下に示します。

##### 1) 教育指導上の視点

- クラス替えができ、人間関係が固定化・序列化しないようにすること
- 集団での学び合いや多様な考え方に触れる機会等、切磋琢磨し、学習意欲や競争心を高める環境を提供できること
- 自己形成や社会性を育てるために必要な集団生活ができること
- 運動会や音楽会等の学校行事において、集団による多様な活動ができるようにすること
- 生徒の興味関心に対応できる多様な部活動が用意でき、また、部活動を実施する上で必要な生徒数を確保できること

○ 上記の視点により、子ども達がわくわくしながら過ごせることを目指します。

##### 2) 学校運営上の視点

- 同一学年や同一教科において教員が複数配置されることにより、教員同士の情報交換や相談等が容易にできること
- 教員の負担増加により、教育水準が低下しないようにすること
- 複数の教員により、多面的に子どもを見て指導できるようにすること

○ 上記の視点により、教員がわくわくしながら子ども達へ向き合えることを目指します。

## (2) 本町における学校の望ましい規模

小中学校の学級数は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省第 11 号）により標準の学級数が定められています。

学校教育法施行規則より抜粋

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。

ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第 79 条 第 41 条（中略）までの規定は、中学校に準用する。

令和 5 年度は、大磯小が 25 学級（2 年生が 5 学級、その他学年が 4 学級）、国府小が 18 学級、大磯中が 12 学級、国府中が 9 学級となっています。

上記（2）に示す学校の望ましい規模の視点を踏まえ、さらに、今後は小学校において 35 人以下学級による編成を基本としていくこと、中長期的には町内の年少人口が減少していく見通しであることなどを考慮し、本町における学校の望ましい規模の範囲を表 5-1 のとおりとします。

表5-1 本町における学校の望ましい規模

| 区分  | 本町における学校の望ましい学級数             |
|-----|------------------------------|
| 小学校 | 18～24 学級程度（1 学年当たり 3～4 学級程度） |
| 中学校 | 9～12 学級程度（1 学年当たり 3～4 学級程度）  |

### 5-1-2 望ましい通学距離・時間の範囲の考え方

#### (1) 児童・生徒の通学の現状

本町の町域は東西に約 7.6km、南北に約 4.1km です。町内の小中学校の各学区における通学距離の最大は概ね 3～4 km であり、仮に児童・生徒の徒歩速度を平均 4 km/h（1 km=15 分）と仮定すると、通学時間は最大で 45～60 分となります。

#### (2) 町における学校の望ましい配置

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成 27 年 1 月 27 日）」では、通学距離（徒歩、自転車）について、小学校で 4 km 以内、中学校で 6 km 以内としています。通学時間については、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つことを前提として、概ね 1 時間以内を一応の目安とした上で判断することが適当であるとしています。

上記を踏まえ、本町では現在の大磯と国府の学区を維持していくことを基本に、現在の小中学校の配置を適当と考え、維持していくこととします。

## 5-2 学校教育施設の整備の方向性

### 5-2-1 目標使用年数

建築物の使用期間を明確にしないまま維持管理を続けることは、修繕・更新時期、使用部材及び適用工法の選択を的確に見極められず、ライフサイクルコストの増大を招くおそれがあります。そのため、建築物の目標使用年数を定めます。

計画的な保全整備により、最長の物理的耐用年数にできる限り近づけることを目指すこととなっていることから、目標使用年数としては、「大磯町教育施設等長寿命化計画」（令和3年6月）に基づき、長寿命化を目指す施設（長寿命化施設）は80年を目安として使用を図ります。

しかしながら、建築物は、材料・部品・設備が劣化して建物の性能が低下することによって決定される物理的な耐用年数だけではなく、経済的または機能的な観点から改築を判断しなければならない場合もあることから、今後、それぞれの施設の改修時期を迎える時点で、求められる施設の在り方を十分に精査し、改築・改修を判断する必要があると考えています。

### 5-2-2 改修・改築周期

学校教育施設は、経年により老朽化し、求められる機能は時代とともに変化していることから、老朽化した学校教育施設を将来にわたって長く使い続けるためには、改修時において、単に物理的な不具合を直すだけでなく、建物の機能や性能を求められている水準まで引き上げることが重要です。

そこで、「大磯町教育施設等長寿命化計画」（令和3年6月）に基づき、表5-2に示すとおり、長寿命化施設は、建築年度を基準に大規模修繕や長寿命化改修を20年周期で実施することで、目標使用年数の80年まで確保します。

表5-2 標準的な改修・改築周期

| 区分         | 構造種別                    | 大規模修繕<br>(1回目) | 長寿命化改修 | 大規模修繕<br>(2回目) | 改築  |
|------------|-------------------------|----------------|--------|----------------|-----|
| 長寿命化<br>施設 | 鉄筋コンクリート造(RC)<br>鉄骨造(S) | 20年            | 40年    | 60年            | 80年 |

### 5-2-3 優先順位

「大磯町教育施設等長寿命化計画」（令和3年6月）に基づき、建物の状態や安全性、学校教育施設が果たしている役割など、対策に当たって考慮すべき視点を踏まえ、表5-3に示す優先順位の方向性を決めました。

例えば、財政負担の平準化が必要な年度において、構造躯体の評価が「要調査」と判定された施設と指定避難所に指定されている施設の対策時期が重なる場合は、構造躯体の評価が「要調査」と判定された施設を優先して対策します。

表5-3 優先順位の方向性

|           |   |
|-----------|---|
| 優先順位<br>1 | ○構造躯体の健全性を確保<br>・ 構造躯体の評価において「要調査」と判定された施設の対策を優先する。                               |
| 優先順位<br>2 | ○長寿命化を図る上で重要な部位の予防的な改修工事<br>・ 安全性を確保するため、「屋根・屋上」「外壁」の評価がC、D判定の施設を優先する。            |
| 優先順位<br>3 | ○利用者へ与える影響が大きい部位の改修工事<br>・ 故障や事故等の発生により、利用者へ与える影響が大きい「電気設備」「機械設備」の評価がC判定の施設を優先する。 |
| 優先順位<br>4 | ○非常時における役割<br>・ 広域避難場所、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されている施設を優先する。                            |
| 優先順位<br>5 | ○「存続」する施設<br>・ 個別施設計画における対策(方向性)が「存続」である施設を優先する。                                  |

出典：大磯町教育施設等長寿命化計画（令和3年6月）



## 第6章 学校教育施設整備の進め方

### 6-1 個別施設の整備に関する方向性

個別施設について、表6-1のとおり、施設整備時に特に留意すべき事項（方向性）を整理しました。

表6-1 施設整備時に特に留意すべき事項(方向性)

| 施設名   | 施設整備時に特に留意すべき事項   |
|-------|---|
| 大磯小学校 | <ul style="list-style-type: none"><li>児童数に対応した教室の確保(教室不足の解消)</li><li>空調未設置の教室・体育館等への計画的な整備</li><li>バリアフリー化への対応</li></ul>    |
| 国府小学校 | <ul style="list-style-type: none"><li>空調未設置の教室・体育館等への計画的な整備</li><li>バリアフリー化への対応</li></ul>                                   |
| 大磯中学校 | <ul style="list-style-type: none"><li>躯体の健全性が確認できていない1号館の速やかな改築</li><li>中学校給食施設の新設</li><li>上記を踏まえた施設の一体的な改修・整備</li></ul>    |
| 国府中学校 | <ul style="list-style-type: none"><li>中学校給食施設の整備</li><li>空調未設置の教室・体育館等の整備</li><li>バリアフリー化への対応</li><li>土砂災害リスクへの対応</li></ul> |

### 6-2 個別施設の整備に関するロードマップ

#### (1) ロードマップの計画期間

ロードマップの計画期間は、前期を本構想策定後の2023年度から2032年度までの10年間、後期を2033年度から2042年度までの10年間とします。

#### (2) ロードマップ検討の考え方

ロードマップは、第5章で定める目標使用年数、改修・改築周期、優先順位に基づくとともに前項の課題を踏まえ、以下の考え方で検討しました。

- ①構造躯体の健全性が確認できていない大磯中学校1号館は、前期において速やかに改築を行う。また、築60年近い施設については、物理的耐用年数を経過している設備の更新（改修）が必要であるが、バリアフリー設備や給食施設の新設などの社会的要請に対応するには、機能的耐用年数の側面からも既存施設の改修では十分とは言えず、一体的な整備を行う。
- ②国府中学校は、給食施設の新設などの社会的要請に対応していく。
- ③大磯中学校以外の大磯小学校、国府小学校、国府中学校は、長寿命化施設のうち標準的な大規模修繕の実施時期（築後20年目）を既に超過している建物は、当面は計画的に修繕を行いつつ、築後40年を目途に行う機能向上を含めた長寿命化改修を行う。

### (3) ロードマップ

前項を踏まえて作成した、各施設の整備内容及び時期を整理したロードマップを表6-2に示します。

表6-2 個別施設の整備に関するロードマップ

|       | 前期   |      |       |      |      |      |               |      |      |            | 後期   |      |            |      |      |      |      |      |      |      |
|-------|------|------|-------|------|------|------|---------------|------|------|------------|------|------|------------|------|------|------|------|------|------|------|
|       | 1    | 2    | 3     | 4    | 5    | 6    | 7             | 8    | 9    | 10         | 11   | 12   | 13         | 14   | 15   | 16   | 17   | 18   | 19   | 20   |
|       | 2023 | 2024 | 2025  | 2026 | 2027 | 2028 | 2029          | 2030 | 2031 | 2032       | 2033 | 2034 | 2035       | 2036 | 2037 | 2038 | 2039 | 2040 | 2041 | 2042 |
|       | R5   | R6   | R7    | R8   | R9   | R10  | R11           | R12  | R13  | R14        | R15  | R16  | R17        | R18  | R19  | R20  | R21  | R22  | R23  | R24  |
| 大磯中学校 |      |      | 建替・新築 |      |      |      |               |      |      |            |      |      |            |      |      |      |      |      |      |      |
| 国府中学校 |      |      |       |      |      |      | 長寿命化<br>改修・新築 |      |      |            |      |      |            |      |      |      |      |      |      |      |
| 国府小学校 |      |      |       |      |      |      |               |      |      | 長寿命化<br>改修 |      |      |            |      |      |      |      |      |      |      |
| 大磯小学校 |      |      |       |      |      |      |               |      |      |            |      |      | 長寿命化<br>改修 |      |      |      |      |      |      |      |

| 学校名   | 対策(方向性)   | 説明  |
|-------|-----------|---|
| 大磯中学校 | 建替・新築     | <ul style="list-style-type: none"> <li>1号館は、構造躯体の健全性の観点から長寿命化改修に適さない施設として改築(建替)を行う。</li> <li>築60年近い施設については、物理的耐用年数を経過している設備の更新(改修)が必要であるが、バリアフリー設備や給食施設の新設などの社会的要請に対応するには、機能的耐用年数の側面からも既存施設の改修では十分とは言えず、一体的な整備を行う。</li> </ul> |
| 国府中学校 | 長寿命化改修・新築 | <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒数をこのまま維持し、個別最適な教育を図るため、既存施設の改修を行う。</li> <li>給食施設の新設などの社会的要請に対応していく。</li> </ul>   |
| 国府小学校 | 長寿命化改修    | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童数をこのまま維持し、個別最適な教育を図るため、既存施設の改修を行う。</li> </ul>  |
| 大磯小学校 | 長寿命化改修    | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童数をこのまま維持し、個別最適な教育を図るため、既存施設の改修を行う。</li> </ul>  |

大磯町学校教育施設整備基本構想  
令和5年11月

大磯町教育委員会教育部学校教育課  
〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯 183  
電話番号:0463-61-4100(代表)